



一 般 質 問

医療保険改革法に伴う今後の国民健康保険の運営は



おかざわ きよし
岡沢 清
議員



質問 法改正に伴い、平成 30 年度から、国保が市町村から県に移管される。①国保会計や国保関連事務はどう変わるのか。②短期保険証・資格証明書の発行は、県の判断で行うのか。③保険料率は村が決定するのか。④保険料は上がるのか、下がるのか。⑤保険料率の構成・配分はどうなるのか。

答弁 (保健福祉部長) ①会計は現状のまま残る。予算の項目が増えるように思われる。療養費等の支給については、現行通り村が行い、その

支払いに対して、県から交付金として交付される。国・県からの財政支援については、現行の定率国庫負担金等は、県に交付され、県は、市町村の実情を考慮し、市町村に交付する流れ。国保税の徴収事務等、関連事務は変わらない。

②法改正後の市町村の役割の一つである資格管理になり、村の判断で行うと思われる。③村が行う。④現時点で示されていることは、どちらとも言えない状況。市町村国保財政は、現在よりは改善されると考えている。⑤現行の

4 方式 (所得割・資産割・均等割・平等割) を維持し、応能・応益割合についても、国保税の標準化に努め、保険料率が上がらないよう、前向きに検討していきたい。

物産館建設の構想は

答弁 (経済建設部長) 物産館事業は、村外からの外貨獲得、村民の交流の場、村外からの顧客の交流の場とし、地域の活性化につなげていくことが最大の目的。その視点に立った商品の開発、品ぞろえが大変重要であり、成功させる必須の条件。

国道 125 号バイパスの開通と併設予定の民間商業施設のオープンと併わせ、平成 29 年 4 月のオープン予定。

規模は、加工所を含めた直売所が 340 平方メートル、子育て支援施設が 500 平方メートル、交流・体験イベン

ト施設が 140 平方メートル、廊下・階段・トイレ等が 350 平方メートル、建築面積合計 1,330 平方メートル、約 400 坪の建物を予定している。

これまで、農協や商工会等の協力を得ながら協議して、関係各課にとどまらず、庁内全職員のアイデアを募集してきた。なるべく多くの方の意見を取り入れ、物産館の建設・運営を進めていきたい。

答弁 (村長) ただの物産館でなく、子育て施設、コミュニケーション施設、また、お年寄りが集まれる地域のサロンのような施設を開設していきたい。

